

区が整備を行う優先整備路線等

道づくりの方針に基づき、区が計画期間内に優先的に着手すべき路線を「優先整備路線」として選定しました。また、優先整備路線の着手状況や、地域の街づくりの状況等も踏まえながら着手に向けて取り組む路線を「準優先整備路線」として位置付けました。

なお、位置付けを行わなかった区間についても、連続立体交差事業や他の基盤整備事業が具体化した場合などにより優先性が上がった場合は、着手を検討します。

※東京都が施行する優先整備路線についても参考にお示ししています。

詳細は3面「東京における都市計画道路の整備方針（案）についてご意見等を募集しています」をご覧ください。

優先整備路線等の位置図



都市計画道路（幹線街路・区画街路）

優先整備路線

番号	路線	位置
①	補助第54号線(松原)	松原四～六丁目
②	補助第154号線	松原二～五丁目
③	補助第216号線	北烏山一丁目～南烏山四丁目
④	世田谷区画街路第7号線	上野毛二～三丁目
⑤	世田谷区画街路第11号線	成城学園前駅
⑥	世田谷区画街路第12号線	成城学園前駅

主要生活道路

優先整備路線

番号	路線	位置
⑨	主要生活道路122号線	給田一～三丁目
⑩	主要生活道路127号線	太子堂四丁目～若林二丁目
⑪	主要生活道路229号線	若林四～五丁目
⑫	主要生活道路232号線	深沢八丁目

準優先整備路線

番号	路線	位置
⑬	主要生活道路127号線	太子堂五丁目～若林二丁目
⑭	主要生活道路309号線	粕谷一～三丁目

優先整備路線
準優先整備路線
【参考】優先整備路線(都施行) ●●●●●

※各番号は、優先順位を示すものではありません。

せたがや道づくりプラン（素案）にご意見・ご提案をお寄せください



区民意見提出手続（パブリックコメント）とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

区HP 22553



いただいたご意見は、計画の修正に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに5月頃に公表する予定です（住所・氏名等は公表しません）。

素案閲覧場所 区HP（二次元コード）、道路計画課、総合支所街づくり課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館

対象者 次のいずれかに該当する方

- ①区内在住・在勤・在学者
- ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
- ③その他本計画（素案）に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法 ●区HPから

- 道路計画課（☎6432-7935 FAX6432-7991）へ書面（書式自由）を郵送・FAX・持参

※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。

※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、道路計画課へご相談ください。

記入事項 ①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名
④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

提出期限 2月9日（必着）

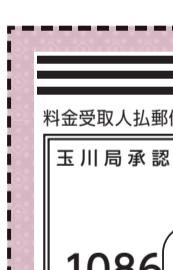
スケジュール (予定)	1～2月	素案の公表・意見募集（2月9日まで）
	5月	素案に対する意見の公表
	6月	策定・公表

郵送提出用 宛名用紙

1 5 8 - 8 7 9 0

定形郵便物

1号



【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

（差
出
人
氏
名
/世
田
谷
区
丁
目
番
号
）

丁目 番 号

これは区の「せたがや道づくりプラン（素案）」専用です